

2025年度
ASEAN越境EC販路開拓事業

カンボジアSNSマーケティングプロジェクト
(食品)

参加者募集要項

申込締切：2025年7月28日（月）

ジェトロ デジタルマーケティング部 ECビジネス課

プロジェクトの目的と概要

カンボジアでのEC販売にトライしてみる

カンボジア消費市場の解像度を上げる

効果的な販売方法を検討する

カンボジアにおいて食品のEC販売実績を持つ
現地オンラインプラットフォームと連携し、
Facebook上での消費者向け販売および**SNSマーケティング**施策
を実施します※。

プログラムには、マーケティング戦略の検討および検証結果の
フィードバックが含まれます（原則参加必須）。

※対象商品は、参加申し込みのあった企業の商品のなかから、
現地委託先が事前に選定し商談を経て調達が決定した商品となります。

ASEANの中でもSNSを活用した独特なECの発展形態をもつカンボジア

- スマホやQRコード決済の普及に伴い、**EC市場規模は年々増加**
- カンボジアにはAmazonやLazadaなどの大手ECプラットフォームが進出しておらず
国民の75%が利用している**Facebook**を通じたオンラインショッピングが一般的。



事業概要

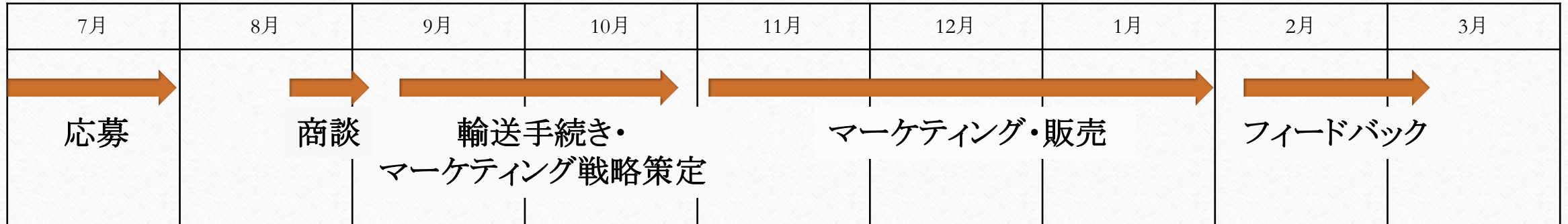
事業名	ASEAN越境EC販路開拓事業 カンボジアSNSマーケティングプロジェクト（食品）
主催	日本貿易振興機構（ジェトロ）
実施期間	商談会（2025年8月下旬）～参加決定（9月頃）～2026年3月（予定）
対象者	本資料p.4 の応募要件をすべて満たす事業者
対象商品	日本産（または日本企業および在外日系企業が海外で製造する日本ブランドの）食品・飲料 ※温度帯（常温・冷凍・冷蔵）の制限はありません（最低90日以上保管ができるものが望ましい）。 ※制度上、現地へ輸入可能なものに限りします。
品目数	1社あたり最大3SKU
参加費	無料 ※国内指定倉庫への輸送料、およびSNSマーケティング素材用のサンプルやPOP費用は自己負担です
定員	30社程度 ※商談会およびプログラムの参加可否はバイヤーの審査結果を踏まえてジェトロにて決定します。お申込みいただいてもご参加いただけない場合がございますので予めご了承ください。
締切	2025年7月28日（月）

応募条件

- 日本法人、または日本法人の現地法人であること
※タイとの国境閉鎖状況に応じて、在タイ日系法人の参加が難しくなる場合があります。
- カンボジアへの輸出に対する意欲があること
- 出品商品が対象商品（p.4）に合致すること
- カンボジアの輸出規制、知的財産関連法規を侵害していない商品であること
- **出品商品情報をJapan Streetに登録**できること
- バイヤーに対し価格を含めた条件を提示の上、交渉・意思決定ができる方が参加すること
- 商談会后、**マーケティング戦略の策定およびフィードバックを含むすべてのプログラムに参加できること**
- 期日までに、出品物を日本国内または国外の指定倉庫まで配送できること
- ジェトロが事業進捗や成果把握等のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること
- 本プロジェクトの概要、進捗および成果の对外公表に同意できること
- 本募集要項について同意できること

とくに、ソーシャルコマースとの親和性が高いことが期待される特徴を持つ商品が望ましい：
「独自性・新規性のある」「色見が鮮やか」「健康への訴求ができる」等

お申し込み後の流れ※



<応募～商談実施>

- ・ Japan Streetへの企業・商品登録
- ・ 商談会への参加
(日程：8/27(水)～8/29(金)を予定)
※事前マッチングによるオンライン形式
※事前マッチング結果により商談にご参加いただけない可能性があります

<商談成立後マーケティング準備>

- ・ 輸送準備 (サンプル含む)
※日本国内の指定倉庫に配送いただきます。
商談成立後、委託先から必要な準備についてご連絡します
- ・ SNSマーケティング準備
 - ・ POPやポスターなどのデザイン作成に活用可能な素材データや自社SNS等リンクの提供、等 (可能な限り)
 - ・ 戦略策定ミーティングへの参加 (予定)

<マーケティング中・後>

- ・ 実施状況の確認
(現地委託先SNS投稿を消費者として確認)
- ・ フィードバックへの参加

※2025年7月時点での予定のため、スケジュール変更等の可能性があります。

プログラム内容①

現地輸入商社との商談（マーケティング対象商品選定）

- 商談形式：オンライン商談・事前マッチング形式（1商談30分予定）
- 商談言語：日本語
- 商談日程（予定）：2025年 **8月27日（水）～29日（金）**

※上記日程の中で、バイヤーの商談希望と事業者とのマッチングに合わせて、商談日時を決定します。

バイヤー（現地委託先）

申し込んだ商品（3 SKU）の中から
バイヤーが商談を希望した商品について、商談をセットします。

- 取引に必要な認証/書類：原産地証明書・衛生証明書（必要に応じて）
- 取扱不可の商品：なし（一部生鮮品については要相談）

ECチャネル

Facebook上でカンボジア消費者向けに
取扱商品のプロモーション・販売を行う。



イメージ：JETRO プノンペンのFacebookページ

プログラム内容②

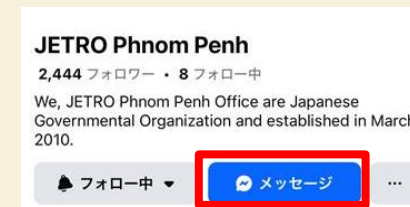
消費者向けSNSマーケティング

- 現地の有力な食品ECサイトの**Facebook**チャネルを通じた**消費者向け販売**
- インフルエンサー活用等のSNSマーケティングの仮説検証
 - ・ 現地委託先と戦略策定についてのミーティングを実施（9～10月）
 - ・ インフルエンサーによりFacebook等で商品プロモーションを実施（11～1月）
 - 期間中に3回程度のプロモーションを実施し、各結果を検証
 - （例）インフルエンサーの属性や商品の見せ方（説明文の中身やデザイン、売り方（単品orセット）など複数要素を絡めながら比較テストを実施
- 戦略策定および実施後のフィードバックを実施（2～3月）
 - ・ 各マーケティングでの流入数などを比較し、現地消費者にどのように訴求できるかについて気づきを得る

（イメージ）①SNSプロモーション



②関心がある消費者はFacebookのメッセージ機能から連絡し購入手続き



イメージ：JETRO プノンペンのFacebookページ

お申込み方法

Step1 イベント参加登録 (締切：7/28 (月))

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0072424V>

Step2 Japan Streetへの商品登録 (締切：7/31 (木))

本プログラムへの参加希望商品はすべてJapan Streetにご登録ください。Step1登録後、Japan Street事務局からのメール案内に従って、商品情報のご確認や修正、追加登録等ご対応ください。

※[Japan Street](#)とは、ジェトロ招待バイヤー専用のオンラインカタログサイトです。

Step3 プログラム参加商品の登録 (締切：7/31 (木))

Japan Street登録商品より、本プログラムへの参加を希望される商品最大3点を選択し、商品名および商品コード (jsXXXXXXXX) を専用フォームよりご提出ください。

※商品コードはJapan Streetサプライヤーマイページよりご確認ください。詳細はStep1登録者へご案内します。

留意事項

- 本案内に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定します。
- ご提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業からの連絡のために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。ご提供頂いた個人情報は、事業実施のため、バイヤー等の事業関係者に提供する場合があります。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- プログラム期間中およびその前後において、商談相手又はジェトロから提供された情報および資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
- 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
- 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
- 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合には、申し込みを無効とし参加をお断りすることがあります。また、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。参加募集締め切り後であっても、現地規制の変更等によって参加ができなくなることがあります。
- 相応の理由なしに参加をキャンセルされた場合やアンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業への参加をお断りすることがあります。
- 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合には、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
- ジェトロは、本事業の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様はこれを承諾し、これに関して何らの人格権も行使しないものとします。
- 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

免責条項

1. 本事業における実際の商談や取引契約は、各事業者の判断と責任の下で行っていただきます。万が一、事業者が損害や不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。
2. 本事業のもと、商談相手及び委託先又はジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
3. ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本事業の内容を変更、又は本事業の全部又は一部の実施を予告なく中止することができるほか、お客様の参加を中止させることができるものとします。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (ア)天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - (イ)利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
 - (ウ)前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき
 - (エ)お客様のPC等の端末環境、インターネット回線およびアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - (オ)お客様が、反社会的勢力に実質的に関与していることが判明した場合
 - (カ)お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが、著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき
 - (キ)前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき
4. 前各項に定めるほか、ジェトロは、お客様が連携サービスを利用する過程で、お客様に如何なる損害が発生したとしても、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。

本事業に関するお問合せはこちら

ジェトロ デジタルマーケティング部 ECビジネス課

Email : DNE-project5@jetro.go.jp

※件名に「【問合せ】カンボジアSNSマーケティングプログラムについて」と入れていただくとスムーズです。